申立人が父親から単独相続した帰還困難区域(大熊町)所在の賃貸用土地について、当該土地は隣接した2筆の土地(登記簿上、山林である土地①及び畑である土地②)であり、東京電力の直接請求手続において、課税情報が宅地であった土地①は固定資産税評価額に係数1.43を乗じて評価額が算定され、課税情報が準宅地であった土地②は不動産鑑定士により宅地並みとして評価額が算定され、単位面積当たりの評価額は土地②の方がわずかに高額となっていたが、両土地は同一建物の敷地で、両土地の間に区切りや高低差もなく共通一体のものとして利用されていること等から等価性があるとされた上、個別評価である不動産鑑定士による土地②の評価額を採用し、土地①にも土地②の評価額を適用して、直接請求手続における両土地の評価額との差額の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)において、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A(以下、「被相続人」という。)が平成23年8月○日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること。
- 2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙物件目録記載に係る財物(土地)の 下記損害について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力 は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物価値の喪失又は減少による損害

3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金1452万3600円の支払義務があることを認める。

4 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対して、第2項の損害についての賠償金として、金1429万4280円を支払済みであることを確認する。

5 支払方法

(省略)

6 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確

認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。
- 7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

8 確認条項

申立人及び被申立人は、本和解契約書第2項記載の財物について、仮に本和 解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわら ず所有権は移転しないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通、それぞれ保有す るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠 償紛争解決センターに交付する。

令和3年2月3日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 上妻 英一郎)